

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による

特定工程及び特定工程後の工程の指定

- 1 中間検査を行う区域 伊勢崎市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (1) 主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。以下「木造等」という。）の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（木造等の構造部分に限る。）が100平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの
 - (2) 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造（以下「鉄骨造等」という。）の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（鉄骨造等の構造部分に限る。）が500平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの
- 3 指定する特定工程
 - (1) 2(1)の建築物又は建築物の部分 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事）
 - (2) 2(2)の建築物又は建築物の部分 1階の建て方工事
- 4 指定する特定工程後の工程
 - (1) 2(1)の建築物又は建築物の部分 壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組及び耐力壁）部を隠ぺいする工事
 - (2) 2(2)の建築物又は建築物の部分 耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事
- 5 適用の除外
 - (1) 法第85条の適用を受ける建築物
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第6条第2項の規定に基づく検査のうち、特定工程に係る工事を終えたときに行う検査を含む検査に係る検査報告書の検査結果において、「適合」の判定を受けたものに限る。）
 - (3) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築物の部分
 - (4) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの
 - (5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び第2号の規定による保険契約に係る現場検査を受ける建築物

（下線部の施行日：平成22年4月1日）